

金属アーク溶接等作業主任者 限定技能講習の開催について

事業者は金属アーク溶接等の作業においては、令和4年4月1日から特定化学物質作業主任者の選任が義務付けられておりますが、省令改正(令和6年1月1日施行)により、金属アーク溶接等の内容に限定した技能講習を修了した者からも「金属アーク溶接等作業主任者」を選任することができるようになりました。

当連合会では、右記のとおり当該講習の開催を予定しています。

◆ 開催日: 令和6年4月19日(金)
6月17日(月)
8月19日(月)

◆ 会場: [エル・おおさか](#)
([大阪府立労働センター](#)) 南館

◆ 受講料金(テキスト代を含む)
12,320円

【内訳】

受講料 9,500円+消費税(10%)950円
テキスト 1,700円+消費税(10%)170円

◆ 定員: 100名

※お申し込みは、令和6年4月1日より
[当会ホームページ](#)からお申し込みください。

金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し又はガウジングする作業、その他の溶接ヒュームを製造し又は取り扱う作業(以下「金属アーク溶接等作業」)に係るものに限定した技能講習【金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習】を新設し、金属アーク溶接等作業を行う場合において、【金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習】を修了した者のうちから選任することができることとなりました(令和6年1月1日より施行)。

なお、従前どおり、金属アーク溶接等作業を行う場合において特化物技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任しても差し支えありません。



はじめました



厚生労働省 大阪労働局長 登録教習機関(登録第1号)
公益社団法人 大阪労働基準連合会

〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4階
TEL:06-6942-7401 HP: <https://www.daikiren.or.jp/>